

物 品 購 入 契 約 書

1. 件 名 国際航空券購入

2. 契約金額 ¥
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥)

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82、第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- ### 3. 契約保証金 免 除

4. 納入期限 契約の翌日から令和4年11月21日まで

5. 納入場所 茨城県つくば市南原 1-6
国立研究開発法人土木研究所 水災害研究グループ

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 茨城県つくば市南原 1 番地 6
氏 名 契約職
国立研究開発法人土木研究所
理事長 藤 田 光 一

受注者 住 所 氏 名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び図面に従いこれを履行しなければならない。

(立会検査及び引渡し)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ納入期日等を発注者に連絡するものとし、納入したときは直ちに納品書により、その旨を発注者に届出るものとする。

2 発注者は、前項の届出を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ検査を行うものとし、検査の合格をもって引渡しとする。

3 受注者が、前項の検査に立会わないときは、発注者が検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得て納入期限までに物品を分納することができる。この場合その都度前3項を準用する。

(再 検 査)

第3条 第2条の検査の結果、発注者が不合格と認めたときは、受注者は契約期間内又は発注者の指定した期日までに物品の取替、補修又は改善し、再検査を受けるものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(物品の所有権)

第4条 物品の所有権は、第2条の引渡しのと きをもつて、受注者から発注者に移るものとする。

2 第2条の引渡し前に生じた物品の滅失毀損による損害はすべて受注者の負担とする。

3 所有権移転までに要する運賃その他一切の経費はすべて受注者の負担とする。

4 物品の容器又は外包の所有権は、特約のある場合のほかは物品に従う。

(契約内容の変更)

第5条 発注者は、必要があるときは、契約物品の一部又は全部、若しくは、納入場所及び納期を変更することができる。この場合において納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の変更により受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し速やかに書面をもって損害賠償の請求をし、発注者は事情を調査し損害の確証のあるものに限りその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(物品代金の支払)

第6条 受注者は、第2条又は第3条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは書面により契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求書を受けたときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内にこれを支払わなければならない。

3 分納品については、分納の都度その既納部分に対して前2項の規定を準用する。

4 発注者が受注者より支払請求を受け、その内容の全部又は一部が不適当であるときは、その事由を明記して受注者に返付する。この返付した日から是正したものを受理した日までの期間は約定期間に算入しない。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失による場合は、適法な請求書の提出があったものとしな い。

(支払遅延による損害金)

第7条 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により、約定期間内に対価を支払わないときは、約定期間の翌日から支払当日までの日数に応じ、年2.5パーセントを乗じて得た金額を遅延利息として受注

者に支払うものとする。

但し、約定の支払期日までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、また、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切捨てるものとする。

(検査の遅延)

第8条 発注者が第2条の規定する検査の期間内に検査を行わないときは、この期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間から差引くものとし、また当該遅延日数が約定期間の日数を超える場合には約定期間は満了したものとみなし、発注者はその超える日数に応じ前条第1項の規定により計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

(受注者の請求による納期の延長)

第9条 天災地変、又は不可抗力その他受注者の責に帰することができない理由により期限内に物品の完納ができない場合は、受注者は発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

(納入遅延による損害金)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みのある場合は、発注者は受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに引渡しを完了した物品に相応する契約代金相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を徴収する。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 削除
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 納入期限内に完了しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第25条第1項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- 二 削除
- 三 納入期限内に完了させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者が納入期限内の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
- 九 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 (削除)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第19条 この契約が解除された場合には、頭書に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第18条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が納入の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第20条 物品の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 納入期限内に物品の納入を完了することができないとき。
 - 二 納入した物品に契約不適合があるとき。
 - 三 第13条又は第14条の規定により物品の納入後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第13条又は第14条の規定により物品の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 物品の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第21条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第6条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、事由発生時点における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第23条 発注者は、引き渡された物品に関し、第2条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内にでなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された物品の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第24条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（権利義務の譲渡等）

第25条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（契約外の事項）

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

内 訳

(単位：円)

品名	規格等	数量	単位	単価	金額
消費税等	10%				
合計					